

## 日本港湾行政史の基礎的研究（II）

奥富敬之  
(日本医科大学)

### 目 次

1. はじめに
2. 原始諸国家における港湾行政
3. 大和朝廷における港湾行政
  - (1) 水門の所在とその意味  
(以上、本学会年報No.16所収)
  - (以下、本号)
  - (2) 津の所在とその意味
  - (3) 渡と渡子
  - (4) 大和朝廷下における港湾の発達

### 3. (2) 津の所在とその意味

港湾を意味する語には、前節で記した“水門”的ほかに，“津”，“斎”，“渡”などがある。本節では、大和朝廷においては、“津”がいかなる意味をもっていたかという点を問題にするため、『日本書紀』における“津”的用例を、なるべく網羅的に検出してみたい。

- ① 青雲白肩之津（卷3、神武即位前戌午3・10丙子、4・9甲辰）  
『古事記』では、「青雲之白肩津」と記されている（中巻）。「青雲」は、“白”にかかる枕詞であるから、“白肩津”というのが本当であろう。「河内国草香邑青雲白肩之津」と『書紀』には記されているので、現在の大坂府枚岡市日下町に所在したことがわかる。東征中の神武天皇が「遡流而上」って、ここに到着したとあるように、海から遡流して、淀川の中流に位置していたものと推定される。「上古、北河内にあった潟湖にのぞんでいたのであろう」と推定するむきもあるが（岩波書店刊『日本書紀』頭注），いずれにしても、内陸部に所在していたものである。「草香邑」に所在していたので、「草香津」

とも記されており、この地を守っていた長髓彦との戦いで、「植盾」で戦かつたので、「盾津」とも呼び、訛って、「蓼津」とも呼ばれている。

## ② 荒坂津（巻3、神武即位前戌午6・23丁巳）

同じく東征中の神武天皇が、熊野の「丹敷戸畔」を殺したところで、「亦名丹敷浦」とあることから、本居宣長の『古事記伝』では伊勢国北牟婁郡錦村（現三重県度会郡紀勢町錦）に比定している。『類聚倭名抄』では、「志摩国英虞郡二色郷」があり、『神鳳抄』には「錦御厨」がある。しかし、本居内遠は、「神武紀巡幸路次弁」（「丹敷浦考」とも云う）において（『本居宣長全集』），同南牟婁郡荒阪村二木島（現三重県熊野市二木島町）に比定している。そのほかにも、新宮市三輪崎、東牟婁郡那智勝浦町、西牟婁郡串本勝浦町などとする学説もあるが、いずれも神武東征の順路に合致しない。『記紀』には、暴風によって船が漂蕩したことが記されているところから見ても、海港であったことが知られる。

やゝ問題になるのは、この「荒坂津」が「亦名丹敷浦」げられており、これを勢力圏とした「丹敷戸畔」という土酋が存在したことである。たんに海に面しているだけの“浦”ではあっても、若干地形が港に適していたのか、“津”と呼ばれ、土酋にとっては、これが生命をかけて守るに足るだけの意味をもっていたということである。

## ③ 慶津（巻8、仲哀2、3、15丁卯）

『紀伊続風土記』の紀伊国名草郡新在家村（現和歌山市新在家）の条に、「田地の字に“得津”といへる地」があり、「国造家建徳二年（1371）旧記ニ  
蘇津郷と書す」とある。和歌山港を河口に擁する紀ノ川の下流ではあるが、河口から約8キロほど内陸に入ったところに位置している。この地にいた仲哀天皇が、熊襲の叛乱を知って、たゞちに「浮海而」でその討伐に向かっているのだから、やゝ内陸に浜しているにしても、海港の役割りをもっていたことには間違いない。

## ④ 豊浦津（巻8、仲哀2、6、10庚寅）

（巻8、仲哀2、7、5乙卯）

長門国豊浦郡豊浦村（現山口県豊浦郡豊浦町）に『室津』という湾に面したところがあるが、仲哀天皇、神功皇后が泊ったという「穴門豊浦宮」は、下関市豊浦町の二宮忌宮神社のほうが、地形、順路、千珠と満珠の伝説など、いずれの点においても、ふさわしい。その忌宮神社の境内には、「伝豊浦宮址」の碑がある由である。まさに海港というふさわしい地形に臨んでいる。

⑤ 崗津（卷8、仲哀8、正、4壬午）

『日本書紀』卷3、神武即位前甲寅11、9甲午条に「岡水門」とあるのと同じであろうと思われる。（前節の③参照）。現福岡県遠賀郡芦屋町の遠賀川河口附近である。神功皇后は、「自山鹿岬、廻之、入岡浦、到水門」ったという。ここでは、『岡浦』にある『水門』が、そのまま『岡津』だったわけで、『浦』、『水門』、『津』が微妙に使い分けられていたことが窺がわれる。“浦”は海岸全体を指しており、海に面した海湾が“水門”で、その“水門”に面した陸地が“津”だったようである。

⑥ 和珥津（卷9、神功撰政前庚辰10、3辛丑）

対島上県郡に鰐浦がある。これであろう。純然たる海港である。

⑦ 跖鞴津（卷9、神功5、3、7己酉）

韓國慶尚南道釜山の南の多大浦のことであろう。海港である。

⑧ 路津（卷9、神功46、3乙亥朔）

韓國慶尚北道大邱にあった加羅諸国の中の一国、卓淳國の王末錦旱岐が語った言葉のなかに、日本と通交したいけれども、「未曾有通、不知其道。唯海遠浪嶮、則乗大船、僅可得通。若雖有路津、何以得達耶」という部分があり、そこで、一般的な乗船場所としての意味で“路津”的文学が用いられていることがわかる。

⑨ 古奚津（卷9、神功49、3）

『興地勝覧』は韓国全羅南道康津と古溪所をあてている。濟州島に渡るさいの要港の由である。

⑩ 津（卷9、神功62、割註所引百濟記）

一般的な意味での用法であり、実体は判然としない。“とまり”と読むらしいが、古代末期以降における“泊”に通ずるものであろうか。『日本書紀』

に頻見されるので、以下、管見に入ったものを表示しておく。

顯宗紀 3

欽明紀 16, 2

“ 17, 正

“ 31, 4, 2 乙酉

敏達紀 12

推古紀 31

“ 31, 11 貞觀甲辰

大化2年（646）3, 22甲申

いずれも、同様な用法である。

(11) 猪甘津（卷11, 仁徳14, 11）

現大阪市東成区鶴橋町猪飼野で、平野川の東岸にあたる。仁徳天皇がこの月、この「猪甘津」に橋をかけ、「小橋」と名付けたというのであるが、現鶴橋町には大字名として「小橋」の名が残っている。なお、書紀、仁徳天皇13, 10の項に、「横野堤」を築いたことが記されているが、『延喜式』の「神名式」にある「渋川郡横野神社」が、『河内志』の「在大地村西、今称印色宮」に比定されるので、この「横地堤」は、現大阪市生野区巽大地町付近の平野川の土堤であろうと思われる。もちろん、河口部よりかなり内陸に入ったところであるから、この「猪甘津」は海港の可能性がすくない。橋をかけたという点から見ても、川の渡し場ではなかっただろうか。

(12) 難波津（卷11, 仁徳62, 5）

これは、『日本書紀』の各所に頻見される。表示すると、つぎのようになる。

大津 仁徳紀 30, 9, 11乙丑

難波津 允恭紀 42, 正, 14戊子

難波津 欽明紀 31, 7

難波津 推古紀 16, 6, 15丙辰

難波津 明紀 4, 10, 4甲寅

難波津 皇極紀 元, 2, 6壬辰

難波津，皇極紀 元 5，16庚午

難波津，皇極紀 2，6，23辛丑

難波津，白雉2年（651）

神武即位前戌午・2，11丁未条などに「浪速国」とあるように、大阪の地は、早くから大和朝廷にとっての外港的性格を具備していたところであり、港湾としての性格がきわめて濃厚であったので、応神紀，41. 2，雄略紀，17. 3. 2戌寅，清寧紀3，正，丙辰朔，顯宗即位前紀等々には、「津国」とまで記され、やがて、「摂津国」へと転訛したほどであり、現今でも、やゝニュアンスが相違するが、大阪市のことを“水の都”と呼んでいるほどである。

すでに応神天皇が即位91年にして難波の大隅宮に居し、仁徳天皇が難波の高津宮に即位していたのであるから、この頃には、その繁栄が始まっていたわけである。履仲天皇が大和に遷都したあとも、允恭紀の42，正，14戌子条に、新羅からの「貢上調船八十艘、及種々樂人八十」などが、難波津には入港したことが記されており、一定の亭館倉庫の設備があったことが知られる。大化元年（645）7・10丙子条に「津館」の文字がある。

⑬ 住吉津（卷14，雄略14，正，13戌寅）

住吉神社もある摂津国住吉郡（現大阪市住吉区）であろう。前項で“津”というときに、難波津の全体を統称していると見ると、その“大津”は、この“住吉津（墨江津）”と、後述する“大伴津（御津）”の2所に分けられるという。もちろん、海港であった。

⑭ 磯齒津（卷14，雄略14，正）

「為吳客道，通磯齒津路」とあるように、“吳使”=隋からの使者のために、 “磯齒津=磯果つ”，つまり、河口あるいは岬などに路を作ったというのである。だから、“磯齒津”は動詞であるが、反面、『隋書倭國伝』に、倭王が「清道飾館，以待大使」たということに対応するもので、外交使臣接待のための設備があったことを物語っている。

⑮ 多沙津（卷17，繼体23，3）

加羅國蠻津江の河口部に位置する海港である。

⑯ 津路（卷17，継体23，3）

陸上の“路”に対して、海上の“津”というだけの一般的に用例で、ともに“みち”と読ませている。

⑰ 那津（卷18，宣化元，五辛丑朔）

那大津（卷26，齊明7，3，25庚申）

この日の詔に、

修造官家、那津之口。又其筑紫肥豊、三国屯倉、散在懸隔、運輸遙阻。  
儻如須要、難以備率。亦宜課諸郡分移、聚建那津之口、以備非常、永為民命。

とあって、“那津”のはとりに“宮家”を修造し、筑紫・肥、豊三国の屯倉に収蔵されている穀物の類いなどを集めて、これに納めて、救急用にせよと命じている。“那津”は「博多大津」のこと、『類聚倭名抄』に「筑前国那珂郡中島郷」とある現北九州市博多のことである。古来から、大陸方面に対する海港として有名であるが、“宮家”設置のことから、天皇家の直轄領にされたことがわかる。“屯倉”その他の設備が修造されたことが示されているが、港湾目的ではなく、救急救荒を目的とした措置であると説明されている。

齊明7，3，25庚申条には、「娜大津」とも記されている。

⑱ 葦北津（卷22，推古17，4，4庚子）

百濟国の民75人を乗せた漂蕩船が肥後国葦北津に泊ったのである。景行紀18，5条に「從葦北發船到火国」とあるのも、これであろう。『類聚倭名抄』に「肥後国葦北郡葦北郷」があり、現熊本県葦北郡葦北町のことであろう。同町には、佐敷川と湯浦川の河口部に不知火海が湾入していて、絶好の海港的地形をなしている。

⑲ 牟婁津（卷26，齊明4，11，11庚寅）

いわゆる有間皇子の陰謀の内容として、「以五百人、一日両夜、邀牟婁津、疾以船師、断淡路国」ということが計画されたという。和歌山県田辺市の田辺港に比定されるが、多分、難波津から淡路島に向かう舟行を、この牟婁津を抑えて、兵船を出すことによって、遮断できると考えられたほどの設備を持っていて、その設備を守備している兵力が500人ほどの手勢で抑えら

れるほどのものであったことなどが窺がわれる。また、『船師』つまり、兵船も設置されていたということであろうか。

② 尾資津（巻26、齊明6、9、5.葵卯註）

新羅王城附近の錦江の河口部らしく、唐の『船師』が日本遠征のために集結したという情報が記されているのである。

③ 熟田津（巻26、齊明7、正、14庚戌）

愛媛県松山市古三津町に比定されている。この時期には、入江であったといふ。『万葉集』の額田女王の詠とされる「熟田津に舟乗りせむと君待てば云々」でも有名である。齐明朝の『船師』が大挙して、ここに集結していたのである。

以上で、『日本書紀』における“津”的例を、ほど網羅し得たのではないかと思う。これについて、いわば統計的に集計してみよう。以上の21例のうち、一般的な意味における路津、津、津路および韓国所在の蹈鞴津、古溪津、多沙津、尾資津を除いて、日本国内における固有の津14例について、つぎのように分類することが可能であろう。

A 河口部に位置する海港（5例）

岡津（遠賀川） 難波津（淀川）

住吉津（大和川） 葦北津（佐敷川、湯浦川）

牟婁津（会津川）

B 河口部ではない海港（3例）

豊浦津 和珥津 熟田津

C 河口との関係不明の海港（3例）

荒坂津 磯齒津 那津

D 河川に内陸で面している海港（2例）

徳勒津（得津、蘚津一紀ノ川経由で海に通じている。）

白肩津（盾津、蓼津一淀川経由で海に通じている。）

E 内陸河川の渡し場的な津

猪甘津（平野川の渡し場）

以上のように、14例中13例までが海港であり、海港の可能性の少いわずか1例となった猪甘津も、平野川から周辺に数多く存在した河川を経由して、海に通ずる可能性もなくはなかったことを思うと、“津”は、ほど海港の意味に用いられたものと考えることもできる。やゝ下って、近江の大津や草津にしても、“遠つうみ”の浜名湖に対する“近きうみ”である琵琶湖の舟運に用いられたものであることを想起すれば、なおさらのことである。

なお、『日本書紀』において、「大津」の呼称が与えられているのに、難波津、那津の2例があり、ともに史料的にも、地形的にも、若干の数の小津を含み込んだ総称として用いられており、ともに、宮家あるいは府が設置され、倉庫宿館の営が存在し、一定の政治的な配慮がなされていたらしいところである点に注目される。（後述予定）。

### (3) 済と渡子

管見の限りでは、“濟”的用例は『日本書紀』にはきわめて少ない。

① 向津野大濟（卷8、仲哀8、正、み壬子）

② 名護屋大濟（“、”、”）

周芳沙摩浦（中略）自穴門至向津野大濟，為東門。以名護屋大濟，為西門

とあるもの、これである。「向津野大濟」は『類聚倭名抄』に「豊前国宇佐郡向津」、現大分県速見郡山香町ないし日出町に比定される。「穴門（長門）」からこの地にいたる海を「東門」と呼んでいたわけである。

「名護屋大濟」は、現北九州市戸畠区で北方海上に突出している名籠屋崎であろう。これも、長門からこの地にいたる海を「西門」と呼んでいたのであり、本州と九州を結ぶ海上ルートに東西二門があったことを示すものである。東西二門ともに海のことであり、両濟ともに海に面してはいるものの、より広く見れば、本州と九州との間にある東西二門の水路を結び付ける“渡し場”的性格のものと見ることもできそうである。これを、やゝ裏付けてくれるのが、次例である。

③ 考羅濟（卷11、仁徳即位前紀）

崩御した応神天皇の跡を嗣ぐべく挙兵した大山守皇子の行動と死について記したところは、やゝ長文であるが、引用しておく。

あけぼの うじ  
獨領数百兵士、夜半發而行之。会明、詣菟道、將度河、時太子服衣袍、取  
櫛櫓、密接度子、以載大山守皇子而濟。至干河中、誣度子、蹈船而傾。於  
是、大山守皇子、墮河而沒。（中略）。令求其屍、泛於考羅濟。

すなわち、宇治川を渡河しようとした大山守皇子を、「度子」に扮していた菟道稚郎子が渡し船をゆるがして、皇子を水中に落として殺した、その屍が「考羅濟」に浮かび出たというのである。ここで「濟」の字を“渡る”と読んで“渡河”的意味に用いているのみならず、この場所自体が、「菟道」の川、つまり宇治川だったのである。「考羅濟」の所在は、山城国綴喜郡河原村、現京都府綴喜郡田辺町河原に比定されているように、純然たる内陸河川の地であるから、ここで云う“濟”は渡し場以外のなものでもないのである。

なお、ここに「度子」という語が、二度にわたって記されていることにも注意しておきたい。内陸河川のすくなくとも主要な“濟”（渡し場）には、この「度子」という職務をもったものが大和朝政権下では設定されていたということを意味するものである。これは、のち、律令制においては、民部省主船司の所轄に入れられたものらしい。

④ 難波濟（巻11、仁徳30、9、11乙丑）

⑤ 葉濟（〃、〃）

仁徳天皇が皇后の留守を見計って浮氣をしたことを、この「難波濟」で知った皇后が、持っていた柏の葉を海中に投じたので、「難波濟」を「葉濟」と呼ぶようになったという箇所である。船上にあった皇后を難波の「大津」にまで、仁徳天皇が出迎えにきていたのをよそにして、皇后のほうは、「大津」には泊らないで、川より遡って行ってしまったというのであるから、「難波大津」と「難波濟」とは、おのずから別個のものであったことがわかる。なお、「葉濟」の命名について、「時人号散葉之海、曰葉海」とあるから、「濟」は港湾そのものを指しているのではなく、港湾を利用して渡るべき海そのものを指していたのかとも思われるが、むしろ、出迎えていた天皇がいた「大

津」が海港で、皇后が用いた「考羅濟」が河川の渡し場であったと見ると、よりすっきりと理解できるのである。

以上の用例から、「濟」は、ときには海、あるいは河川によってへだてられている交通上の二点をむすび付ける渡し場の意味であったと解したいのであるが、このことは、日本最古の辞典である『類聚倭名抄』によつても、ある程度まで傍証できるのである。これには、

濟，爾雅注云濟子礼反和渡処也  
名和太利

とあるのである。

なを、中国古代および日本の奈良・平安時代には、港湾関係の名辞として、前述した“水門”，“津”，“濟”的ほかに，“渡”，“泊”があつたが、すくなくとも、『日本書紀』においては、河川および海を“渡”る“渡”と、舟船を“津”および“濟”に“碇泊”させるなどの“泊”的ように、動詞としての用例しか管見に入らなかつた。

#### (4) 大和朝廷下における港湾の発達

以前に見たように（No.16），“水門”には一定の地形と対応する関係があつた。すなわち、尾道水道（佐婆水門），浦賀水道（淡水門），明石海峡（速吸名門），鳴門海峡（粟水門）のほかに、

福井県常神岬と立石岬の間の入江（淳田門）

京都府熊野郡久美浜町の久美浜湾（掛水門）

などのように、水道、海峡、入江、湾などの自然的条件をもつた地形そのものを指す意味があり、これが本来の語義であったと考えられる。ところが、当然のことながら、その地形上の好条件から、港湾として用いられることが多くなり、必然的に、語義自体までが港湾の意味をもつようになつたことが看取される。このようなかたちで、港湾化した“水門”は、それが“水門”的名で呼ばれている段階では、まだ、宿館倉庫などの設営もほとんどなされていはず、ほゞ自然的な条件のまゝで利用されていたにすぎなかつたものと考

えられる。

この自然的な条件に叶った地形が、港湾として利用されることが多くなると、やがて、政権側から支配と管理の手が加えられるようになる。宿館倉庫などが設営され、一定の役所に一定の官職および任務を帯びた者が勤務するようになる。こうなった段階において、それは、『水門』であることをやめ、『津』と呼ばれるようになるのである。典型的なものが、難波津であり、那津であった。

『水門』より『津』に発展してゆく過程において、その中間的ないしは過渡的なものとして、長崎県対島上県郡の鰐浦を例にあげることができるかも知れない。ここは、東に北方に突き出た海老島岬と、西から北東に湾曲したかたちの鬼崎で、湾入部が形成されており、その北側に位置する出入口には、東西に長い裸島が蓋のようにかぶさっていて、湾内への激しい風波の影響を防いでいる。地理的にも、大陸との交渉にさいする要地でもあったので、「鉏海水門」（神功紀5, 3, 7乙酉条）とも呼ばれていた鰐浦には、「和珥津」（神功摂政前紀庚辰10, 3辛丑条）が成立していたのである。

同様なものとして、「崗水門」（神武即位前甲寅11, 9甲午。仲哀紀8・正4壬午条）には、「崗津」（仲哀紀8, 正, 4壬午条）が成立していた。

このようななかたちのものが、さらに発展した例を、難波津や那津において見ることができる。

繼体紀6, 12条に初見される「難波館」は、その一例である。『類聚倭名抄』には、「館，客舍也」とあるから、大陸諸国からの客使のための宿館であったと思われる。「難波館」の文字は『日本書紀』の各所に散見される。百濟の使臣、日羅が暗殺されたのは難波館であり（敏達紀12条），高麗の使臣が難波館に入り（齐明紀6, 5, 8戊申条），新羅の使臣が餐禄されたのも、難波館であった（持統紀6, 11, 11辛丑条）。推古紀16, 4条の「難波高麗館」，欽明紀2条で修理された「三韓館」，皇極紀2, 3, 13癸亥条の「難波百濟客館」は、名称をことにしているものの、同一のものであろうと考えられている。

欽明紀22条では、長門国の「穴門館」を修治したことが見え、これより以

前から「穴門館」が存在したことが知られるが、これは豊浦津のものではなかったろうか。肥後国葦北津には、「葦北君」と呼ばれる国造家がいたことも知られる（敏達紀12、12条）。

総じて、この時期に大陸諸国から日本に渡航する船は、対島の和珥津から壱岐島を経て、北九州の那大津に入り、西門に乗じて、瀬戸内海に入って、豊浦津に泊し、内海を東上して、難波大津に上陸したものと思われる。もちろん、途中の諸所において、潮待ち、風待ちのために、各浦々で碇泊したことが考えられる。

#### 参考文献

1. 『日本書紀』
2. 『類聚倭名抄』